

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書（概要）

公表日：令和 4年 11月 30日

評価 機関	名 称	一般社団法人 広島県シルバーサービス振興会
	所 在 地	広島県広島市南区皆実町一丁目6-29
	事業所との契約日	令和4年6月20日
	訪 問 調 査 日	令和4年10月12日
	評価結果の確定日	令和4年10月31日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり ・ なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	廿日市市立阿品台西保育園	種 別	保育所		
事業所代表者名	石井 仁	開設年月日	昭和60年4月1日		
設置主体	廿日市市	定 員	111人	利用人数	101人
所 在 地	〒738-0055 廿日市市阿品台西6番地63号				
電話番号	0829-39-4031	F A X 番号	0829-39-4031		
ホームページアドレス	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/35/36844.html				

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	事業所の主な行事など
・ 0歳児～5歳児までの保育	・ 歓迎会 ・ 参観懇談会 ・ カレー会 ・ セタ会
・ 短時間保育（8:30～17:00）	・ 平和のつどい ・ 夏祭り ・ 運動会 ・ 遠足
・ 長時間保育（7:30～18:30）	・ 焼芋会 ・ 発表会 ・ お楽しみ会
・ 障がい児保育	・ 郵便ごっこ ・ お店やごっこ ・ 豆まき
・ 囲碁教室・けん玉教室（5歳児）	・ ひなまつり会 ・ 卒園式
・ サッカー教室（4、5歳児）	（毎月の行事）
・ 園庭開放 ・ 育児電話相談	・ 身体測定 ・ 誕生日会 ・ 避難訓練
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
・ 保育室 7室	・ 給食室 1 ・ 遊戯室 1
	・ 事務室 1 ・ 屋外トイレ 1
	・ 調乳室 1
	・ 園児用トイレ 4
	・ 職員用トイレ 1

職員の配置

職 種	人 数	職 種	人 数
・ 園長	1		
・ 副園長	1		
・ 保育士	16		
・ 調理員	4		
・ 嘱託医(内科)	1		
・ 嘱託医(歯科)	1		

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

昭和52年に広島県の事業として、廿日市ニュータウンの造成が行われ、昭和60年に阿品台西保育園を開設した。団地の特性や課題を把握・分析をしながら地域の保育ニーズに添っている。

広い庭園と管理された砂場、菜園があり、児童は季節の変化を感じながら、作物の育成や昆虫とのふれあいを通じて生き物の理解と野菜の生育を体験している。

保護者が来る事務所前には、理念・方針・目標を掲示し、写真による職員の紹介、ホワイトボードによる一日の過ごし方、給食の展示、教室前には児童の活動内容の写真を通じた紹介など、工夫しながら保護者への園内の様子や方針の伝達に努めている。

コロナ禍で地域との交流の機会が減っているが、普段だと市民センターまつり、敬老会、囲碁教室、けん玉教室、サッカー教室に参加したり、隣接する廿日市西高校からの高校生の訪問を受けたり、文化祭に訪問したりしている。育児相談電話については継続し、地域の誰もが相談できる体制を整えている。

◎特に評価の高い点

園の菜園での野菜栽培(トマト、きゅうり、ピーマン、とうもろこし、たまねぎ、すいか、かぼちゃ、さつまいも)を通じた食育活動や昆虫や自然との触れ合いを大切にしている。収穫した野菜は、カレー会や焼き芋会に利用し全児童で楽しんでいる。

夏に行うお化け屋敷の行事で、年長児が自分で考案したお化けのお面を作成するなど児童の自発性を育む保育を行っている。

児童の背景である家庭環境への配慮や個別サポート、障害児に対する職員の加配や研修体制が充実している。

保育の内容や児童の生活状態を写真やホワイトボードなどで分かり易く紹介するドキュメンテーション(保育を見える化し、保育の質を向上させる手法)の取り組みを行っている。

◎特に改善を求められる点

トイレの和式から洋式への改修が1台予定されているが、園児数と手洗い場の蛇口の数やトイレの数について、不便の無いよう検討を要する。

マニュアルが見直された時や重要事項文書は、職員会議の議事報告による文書だけでなく、管理者が参加していない職員に直接説明することを期待する。

「不審者の侵入防止」に関して、防犯カメラなどの機器を設定したり、警察や警備専門家による研修の実施を期待する。

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

このたびは第三者評価の結果送付をありがとうございます。

お話をさせていただく中で、改めて自園の良さや改善点に気づくことができました。

今後も職員一同、研修を重ね、地域に愛される保育園になるように努めていきたいと思っております。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1) 理念・基本方針 自己評価：NO. 1-2	理念、方針、目標を明文化しており、事務所前の掲示や「全体的な計画」、入園のしおり、園だより、ホームページに掲載し、職員の行動規範となり、保護者の理解にもつながっている。毎月の月案検討会議で理念、方針、目標を具体化している。
	(2) 計画の策定 自己評価：NO. 3-4	5年を期間とした廿日市子ども子育て支援事業計画に沿って策定している。年度当初の職員会議で前年度の振り返りを行い、「全体的な計画」を策定、保護者クラブ会長の意見を踏まえて年間行事を決定している。
	(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO. 5-6	職務分担表に基づいて管理者は園の運営を行っている。法令に基づく研修は副園長と分担しながら受講し、職員に伝達講習を行っている。年2回の職員面談を通じて、改善要望や働き方の希望を聞き運営している。園長着任後、早速日よけの設置などの改善を行っている。
2 組織の運営管理	(1) 経営状況の把握 自己評価：NO. 7-8	「ぜんほきょう」「保育の友」の購読や会議の参加、研修会への参加を通じて社会福祉事業全体の動きを把握している。園児の減少に伴う保護者間の関係が希薄になることにより地域での孤立や育児不安に対処するように努めている。一方で新築の家が建ち、育休明けの保育ニーズがあることを把握している。
	(2) 人材の確保・養成 自己評価：NO. 9-12	定員確保計画に基づき、計画的な採用配置を行っている。年2回の職員面談を通じて目標管理、希望や悩み相談などを行っている。新任職員にはチューター制度がありベテランが相談にのっている。外部の研修支援や実習生の受け入れなどの体制を整えている。
	(3) 安全管理 自己評価：NO. 13	事故防止、安全管理、衛生管理、感染症対策、アレルギー対応、防災、防犯などの各種マニュアルを整備している。対応する緊急時の連絡網、警備会社や警察への通報体制を整えている。ヒヤリハットについての記録があり職員会議で検討、マニュアルの見直しを行っている。
	(4) 設備環境 自己評価：NO. 14-15	園児の部屋とトイレ、手洗い、廊下は、毎日掃除し、清潔を保っている。換気・室温・臭気・採光・遮光などの配慮を行っている。ネズミや衛生害虫については専門業者に委託している。トイレの数、手洗いの蛇口の数に園児数に対応できるか検討を要する。
	(5) 地域との連携 自己評価：NO. 16	コロナ禍で地域との交流の機会が減っているが、普段だと市民センターまつり、敬老会、囲碁教室、けん玉教室、サッカー教室に参加したり、隣接する廿日市西高校からの高校生の訪問を受けたり、文化祭に訪問したりしている。育児相談電話については継続し、地域の誰もが相談できる体制を整えている。
	(6) 事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18	月に2回開催される廿日市公立保育園の園長会や年に2～3回開催される廿日市市公立私立合同園長会への参加を通じて意見交換している。市主催の専門研修や保育連盟の制度に係る研修会に参加してより良い運営に努めている。

3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO. 19-24	一人ひとりの子どもの人格を尊重することを理念に掲げ、人権侵害の防止策、体罰防止に備えた対応策を定めている。個人情報の取り扱い方針を定め保護者にも漏洩しない様に説明している。意見箱の設置や保護者アンケートを実施し、保護者の意向の把握に努めている。苦情や意見の仕組みを整えており迅速に対応できるよう取り組んでいる。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28	標準的な各種対応マニュアルを文書化し、運用しているが、変更点についてパート職員に徹底できていないので、責任者が説明することを期待する。保育記録の記述内容についてマニュアルがあり情報の共有する仕組みがある。保護者からの開示を求められた場合の規程を定めている。
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：NO. 29-32	ホームページを毎月更新したり、園庭開放を通じて園の様子を知らせている。「入園の案内」や「入園のしおり」で説明するとともに同意を得ている。保育の利用条件や中止等の説明をし、園を変更する場合は、保護者の同意を得て転園先に情報提供できる体制を整えている。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：保育所

1 体制事業の基本運営	(1) サービスの質の確保 自己評価：NO. 1-3	職員会議は定期的開催しているが、職員全員は参加できず、会議録で情報を共有している。しかし、重要な事項は、管理者が直接説明する必要がある。園長・副園長が指導助言を行い、外部の専門家や保健師の助言を受けている。個人情報の漏洩や流出に留意し、発表会や運動会の写真は、個人情報であるので外部に流出しないように保護者に伝えている。
2 子どもの発達援助	(1) 発達援助の基本 自己評価：NO. 4-8	年度初めに、廿日市市の「全体的な計画」のもと、ほぼ全職員が参加して「園の目標や年間計画」を作成している。毎月1回、「指導計画」を評価し見直しを行っている。特別に配慮が必要な児童に個別計画を作成して、月1回、実施している。異年齢の交流では、年長児が中心となる行事を実施している。外国籍の保護者には、重要事項をわかりやすく説明し、必要ある保護者には筆談ボードを活用している。
	(2) 健康管理・食事 自己評価：NO. 9-14	既往症や予防接種の状況が記載された「児童調書」は、年当初に職員会で確認し情報を共有している。毎月19日を「食育の日」とし、食材などについて職員が説明している。ニジマスなどの地域の食材を利用して季節感ある食事を提供している。園の菜園で、園児が野菜を収穫し、カレー会や焼き芋会としている。アレルギー疾患の園児に除去食を提供しているが、毎日、担任と給食室で確認し除去食はトレーに名札を付けて配膳している。
	(3) 保育環境 自己評価：NO. 15-17	室内の温度・湿度・採光を適切にし、特に新型コロナウイルス感染症の感染防止策として換気に配慮している。体調不良や気分が不安定な児童は、事務所で職員が見守り過ごしている。広い園庭で、伸び伸びと遊び、季節の花を楽しみ、昆虫の観察や木の実を利用した作品作りを行っている。夏まつりのお化け屋敷では、年長児が考案したお化けを作るなど自発的に活動できる機会がある。
	(4) 保育内容 自己評価：NO. 18-23	野菜を育てることで、植物・昆虫に興味を持つことができている。遊びの中でルールを守ることを学び、児童間の喧嘩では、お互いの気持ちを理解するように指導している。人前で話す機会を設けてやる気を育てている。夏には、「感触あそび」で、氷や寒天を手で触ることで、感触の違いを実感する取り組みを行う。乳児保育では、定期的な午睡チェックでうつ伏せを防止している。障害児保育を担当する職員は、研修を受講し、巡回指導で専門家の助言を受けている。
3 子育て支援	(1) 保護者等への支援 自己評価：NO. 24-28	年長児の保護者全員と個人面談を行い、他のクラスでは希望者と面談を行い保護者の意向を把握している。保育参観で園児の活動を紹介している。ドキュメンテーション（保育の内容や児童の生活状態を写真などで紹介する取り組み）を行っている。新型コロナウイルス感染防止策を実施している中で、保護者が児童の様子を知ることができる。日々の児童の様子を観察し「不適切な養育」と思われる事例では観察を継続し、市の子育て応援室と連携し対応している。
4 子どもの安全	(1) 安全・事故防止 自己評価：NO. 29-31	食中毒や感染症に関するマニュアルがある。感染予防に関する情報は「園だより」やホワイトボードで紹介している。避難訓練は、毎月、テーマを決めて実施している。災害時の保育施設の休園は、市の対応策に準じて実施している。「不審者の侵入」の対応マニュアルは作成している。不審者の侵入防止策として、設備の充実や専門家による研修を期待する。
5 地域との関わり	(1) 関係機関及び地域との連携 自己評価：NO. 32-34	小学校新規職員研修として、保育園見学を実施した。また、就学時には小学校と情報交換を行っている。今まで行われた小学校や隣接する高校との交流は、新型コロナウイルス感染防止策のために実施されていない。子育て相談電話を設置していて、相談に応じている。月に1回、園庭開放を行い、参加者の相談にも応じている。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	A	A	

(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織の運営管理

(1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	C	A	

(2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	B	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	B	A	

(3) 安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	B	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4) 設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は，利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	C	B	○
15	環境衛生	事業所(施設)は，清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問		第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	--	-------	-------

(5) 地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	D	B	
----	--------	---	---	---	--

(6) 事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	B	B	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	公立は対象外		

3 適切な福祉サービスの実施**(1) 利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	B	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	B	B	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	B	B	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	D	B	

(2) サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	D	D	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	B	B	○
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	B	B	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	B	B	

(3) サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、(同意を得)ていますか。	B	B	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	B	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	B	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

1 事業所運営体制の基本

(1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	C	C	○
2	指導助言を受ける仕組み	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども（保護者等を含む）に関する情報（データを含む）は、適切に取り扱われていますか。	B	A	

2 子どもの発達援助

(1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	B	B	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	A	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	B	A	
8	先入観を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けられないような配慮を行っていますか。	B	B	

(2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	B	B	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	B	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	B	A	

(3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	C	B	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

(4) 保育内容

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つよう働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	B	B	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	B	B	

3 子育て支援**(1) 保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	B	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	B	A	

4 子どもの安全**(1) 安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	B	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	C	C	○

5 地域との関わり**(1) 関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	B	B	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	D	D	